議 案 参 考 資 料

［令和 8 年第 4 回定例会(12 月)］

［担当課(室)係(担当)］

障がい福祉課　障がい福祉係

議案名

議案第 96 号　指定管理者の指定について(桐生市立点字図書館)

趣旨・目的

桐生市立点字図書館の指定管理者を指定することについて、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求めるものです。

概　要

桐生市立点字図書館条例第 9 条の規定に基づき桐生市立点字図書館の管理を行わせるため、社会福祉法人桐生市社会福祉協議会を指定管理者として指定しようとするものです。

1　施設の名称　　桐生市立点字図書館

2　指定する団体　　桐生市新宿三丁目 3 番 19 号
社会福祉法人桐生市社会福祉協議会

3　指定の期間　　令和 9 年 4 月 1 日から令和 14 年 3 月 31 日まで
(5 年間)

背景・経過

桐生市立点字図書館は、身体障害者福祉法に基づく施設で、視覚障害者のために点字図書、録音図書を製作し、貸出しを行っているほか、広報きりゅう、市議会だよりなどの定期刊行物やごみカレンダー、おりひめバス時刻表など生活に必要な情報を点訳、音訳して提供しています。

同館は、昭和 39 年 1 月の開設当初から市直営によって運営していましたが、平成 13 年度から社会福祉法人桐生市社会福祉協議会へ委託、平成 18 年度からは指定管理者制度を導入しています。

桐生市立点字図書館の指定管理期間が令和 9 年 3 月 31 日をもって満了となることから、次期指定管理者の選定に当たり公募による選考を行いました。その結果、施設の運営能力や専門性をもって効率的かつ効果的な事業運営が図れること、指定管理者として市の考え方を理解し、共有して施設管理を担う意識が高いと認められる社会福祉法人桐生市社会福祉協議会を指定管理者として選定しました。